

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金貳百六拾万円也

一 起債目的 辺地対策事業費に充当するため。

一 利率 年百分以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度

に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

但し財政の都合により、繰上償還を、又は償還年限を短縮し

一償還財源

若しくは低利債に借換えることができる。  
税収その他一般大入

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

